

教育委員会会議提出議案

第8号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

のことについて、別案のとおり提出する。

令和3年3月15日
教 育 長

(理由)

教職員の不祥事防止に係る取組を推進するため、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する「服務監察監」及び同事務を処理する「服務監察員」の職を新設し、これに伴い、同職の任免等を教育委員会議決事項とするもの。

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則及び福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第一条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の表中二十一の項を二十三の項とし、十八の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げる、二十の項の前に次のように加える。

19 服務監察員	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。
----------	---

十七の項を十八の項とし、十一の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げる、十一の項の次に次のように加える。

12 服務監察監	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。
----------	---

(福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「主幹社会教育主事」の下に「服務監察監」を加える。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

○福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和二十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改正案												現行																																	
第一条 (略)												第一条 (略)																																	
(職員の職)												(職員の職)																																	
第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるところとする。												第二条 事務局職員の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その事務は、それぞれ同表下欄に掲げるところとする。																																	
一 本序	一 本序	副教育長	副教育長	教育監	教育監	理事	理事	部長	部長	副理事	副理事	課長	課長	副課長	副課長	企画(企画)	企画(企画)	広報監	広報監	参事	参事	主幹指導	主幹指導																						
12 服務監察	12 服務監察	監	監	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を掌理する。	13 人事管理	13 人事管理	主事	主事	補佐	補佐	課長補佐	課長補佐	技術	技術	(略)	(略)	14 主事	14 主事	15 課長補佐	15 課長補佐	16 参事補佐	16 参事補佐																						
16 参事補佐	16 参事補佐	企画主幹	企画主幹	広報公聴	広報公聴	主幹	主幹	(略)	(略)	17 企画主幹	17 企画主幹	18 広報公聴	18 広報公聴	19 服務監察	19 服務監察	員	員	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	上司の命を受け、教職員の服務に係る予防監察及び事故監察に関する事務を処理する。	20 係長	20 係長	21 企画主査	21 企画主査	22 事務主査	22 事務主査	23 技術主査	23 技術主査	(略)	(略)	20 企画主査	20 企画主査	21 事務主査	21 事務主査	22 技術主査	22 技術主査	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(略)	(略)	(略)	(略)
二 二 (略)	二 二 (略)	第三条 (略)	第三条 (略)																																										

○福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和四十二年福岡県教育委員会規則第六号）新旧対照表

改 正 案	現 行
第一条～第二条 (略)	第一条～第二条 (略)
(教育委員会議決事項)	(教育委員会議決事項)
第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。	第三条 教育委員会は、前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務を議決する。
一 (略)	一 (略)
八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画(企画広報)監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事、服務監察監及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長(東灘負担教職員である校長を含む。)及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転換、懲戒処分又は分限処分を行うこと。	八 教育庁本庁の副教育長、教育監、理事、部長、副理事、課長、副課長、企画(企画広報)監、参事、主幹指導主事、主幹社会教育主事及び人事管理主事並びに教育事務所の所長、副所長、主幹指導主事及び人事管理主事並びに教育機関の長(東灘負担教職員である校長を含む。)及び参事並びに美術館、図書館及び九州歴史資料館の副理事及び副館長並びに社会教育総合センター副理事並びに教育センターの副所長、副理事及び部長の任免、転換、懲戒処分又は分限処分を行うこと。
九 (略)	九 (略)
2 (略)	2 (略)
第四条～第六条 (略)	第四条～第六条 (略)